

青森県報

第三千五百十七号

平成二十四年
三月二十三日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則	(税 務 課) … 一
青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則	(同) … 一
青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則	(保 健 衛 生 課) … 五
青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(港 湾 空 港 課) … 五

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正	(総 務 学 事 課) … 六
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課) … 六
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(同) … 六
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同) … 六
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同) … 七
公共測量の終了	(監 理 課) … 七
道路の区域の変更	(道 路 課) … 七
道路の供用の開始	(同) … 八
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(会 計 管 理 課) … 九

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告

出先機関

土地改良事業の工事の完了

教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を

改正する規則

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例(平成二十三年十二月青森県条例第五十号)の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成二十三年十二月青森県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行については、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申告書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第七条第一項及び第二項の申告書並びに同条第三項の修正申告書 第一号様式

二 核燃料物質等取扱税更正(決定)書 第二号様式

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

核燃料物質等取扱税 申告書 修正申告書

受付印 年月日	発行年月日	徴収番号	処理	確認印	項目
			通信日付印		
主たる事務所の所在地			課税名		
事業者 名称及び代表者の氏名 この申告の担当者氏名並びに 電話番号			氏名 (局番)		
事業者 所在地					
核燃料物質等の取扱いの区分					
課税標準の算定期間			年月日から 年月日まで		
原子炉への核燃料の挿入年月日					
区	分	課税標準 ()	税率 ()	税 額 (円)	
申告	申告額	.			
修正申告	修正申告額	.			
修正申告	既に納付の確定している額	.			
修正申告	この申告により納付すべき税額	.			
(増差税額)納付年月日			年月日		
課税標準に関する明細			別紙のとおり		
備考					

注1 印の欄は、記載しないこと。

2 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「原子炉の設置」、「核燃料の挿入」、「使用済燃料の受入れ」、「使用済燃料の貯蔵」、「廃棄物施設」又は「廃棄物管理」のいずれかを記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第2条関係)

更正書
核燃料物質等取扱税
決定(加算金決定)

様

地方税法及び青森県核燃料物質等取扱税条例の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

年 月 日

地域県民局長 印

事業所	所在地		
核燃料物質等の取扱いの区分			
課税標準の算定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
原子炉への核燃料の挿入	年 月 日		
法定申告納期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
更正・決定	課税標準 ()	税率 ()	税額 (円)
既に納付の確定している額	.		
差引過不足額	.		
区分	算定の基礎となる税額(円)	率	加算金額(円)
過少申告加算金	()	()	
不申告加算金	()	()	
重加算金			
この更正・決定により納付すべき税額等の合計額	+	+	+
指定納期限	年 月 日	徴収番号	

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、差引不足税額の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間の日数からこの差引不足税額(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額又は全額を切り捨て、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数又は全額を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときは切り捨てます。

この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされており、審査請求がなされた日から3月を経過して再審査請求がなされたときは、処分の執行又は、手続の続行により生ずる著しい理由があるため緊急の必要がないとき、あるとき、消し他の判決を提起することになります。

注1 「過少申告加算金」及び「不申告加算金」欄の括弧内の数値は、それぞれ過少申告加算金又は不申告加算金の算定において加重される部分の計算に用いられる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県水道法施行条例に規定する専用水道の水道技術管理者に係る資格を定める規則

1 青森県水道法施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十二号。以下「条例」という。）第三条第一項第七号の規定により、県の設置する専用水道の水道技術管理者に係る資格に係る同号に規定する同項第一号から第六号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 条例第三条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法による大学（短期大学を除く。）の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者については一年以上、同項第二号の卒業者については二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 二 条例第三条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については七年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 三 外国の学校において条例第三条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目、同項第三号若しくは第四号に規定する課程又は同項第五号若しくは前号に規定する学科目に相当する課程又は学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において修める程度と同等以上に修めた後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- 四 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- 五 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条第三号の規定による登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

- 2 条例第三条第二項の専用水道の水道技術管理者に係る資格に係る前項の規定の適用については、同項第一号中「一年以上」とあるのは「六箇月以上」と、「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六箇月以上」と、同項第三号中「それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数以上」とあるのは「それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する年数の二分の一に相当する年数以上」と、同項第四号中「一年以上」とあるのは「六箇月以上」とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森空港条例の一部を改正する条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十八号）の施行期日は、平成二十四年三月二十五日とする。

告

示

青森県告示第百二十三号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第三十四号及び第三十五号を次のように改める。
三十四 母子福祉資金償還金に係る次に掲げるもの

- 1 納入通知書
- 2 督促状
- 三十五 寡婦福祉資金償還金に係る次に掲げるもの
- 1 納入通知書
- 2 督促状

青森県告示第百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
社会福祉法人道友会	八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	ヘルパーステーション根城の郷	八戸市西白山台六丁目九の六	平成二四・三・一五
訪問介護	居宅サービスの種類	名称	所在地	
訪問介護	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション根城の郷	八戸市西白山台六丁目九の六	

青森県告示第百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	年月日
医療法人正恵会	上北郡おいらせ町上前の二一の一	訪問看護	訪問看護	ヨステークスセンター	上北郡おいらせ町上前の二一の一	平成二四・二・二〇	平成二四・三・三
社会福祉法人報徳会	黒石市大字赤坂字池田一三六	訪問介護	黒石市大字赤坂字池田一三六	セービスセンター	黒石市大字赤坂字池田一三六	平成二四・二・二六	平成二四・三・一
社会福祉法人桐栄会	青森市浪岡大字樽沢字元三三〇の七	訪問介護	特別養護老人ホームムウゆう庄	青森市浪岡大字樽沢字元三三〇の七	青森市浪岡大字樽沢字元三三〇の七	平成二四・二・二七	平成二四・三・三

青森県告示第百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人道友会	八戸市大字櫛引字上矢倉二の一	訪問介護	訪問介護	ヘルパーステーション根城の郷	八戸市西白山台六丁目九の六	平成二四・三・一五

青森県告示第二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	住所又は所在地	介護予防サービスの種類	介護予防サービスを行う事業所	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃年月日
社会福祉法人桐栄会	青森市浪岡大字樽沢字元三三〇の七	青森市浪岡大字樽沢字元三三〇の七	介護予防訪問介護	特別養護老人ホームうづゆう荘	平成 二四・二・二七	平成 二四・三・三	平成 二四・二・二〇	平成 二四・三・三
社会福祉法人報徳会	黒石市大字赤坂字池田一三六	黒石市大字赤坂字池田一三六	介護予防訪問介護	黒石デイサービスセンター	二四・二・二六	二四・三・一	二四・二・二〇	二四・三・三
医療法人正恵会	上北郡おいらせ町上前	上北郡おいらせ町上前	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションめぐもり	二四・二・二〇	二四・三・三	二四・二・二〇	二四・三・三

青森県告示第二百二十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森地方務局

二 測量の種類

公共測量（4級基準点測量）

三 測量の期間

平成二十三年九月一日から平成二十四年二月二十三日まで

四 測量の地域

- 弘前市大字吉野町
- 弘前市大字紙漣町
- 弘前市大字桜林町
- 弘前市大字富士見町
- 弘前市大字寒沢町
- 弘前市大字西ヶ丘町
- 弘前市大字文京町

青森県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百二十号

6		5		4		3		2		1		番号						
県道		県道		県道		県道		県道		国道		道路類						
九 腹 泊 脇 野 線		常 海 橋 銀 線		大 俵 板 柳 停 車 場 線		五 林 平 藤 崎 線		五 所 川 原 黒 石 線		一 〇 一 号		路線名						
むつ市脇野沢渡向二九の五から むつ市脇野沢渡向六六の五まで		青森市浪岡大字樽沢字新里一九〇から 青森市浪岡大字樽沢字新里一七三の六まで		北津軽郡板柳町大字大俵字和田三〇六の一から 北津軽郡板柳町大字大俵字和田二七五の二まで		北津軽郡板柳町大字滝井字前田二の三から 北津軽郡板柳町大字滝井字西田一九の一まで		五所川原市大字梅田字福原一三七の五から 五所川原市大字梅田字薄井二二一まで		五所川原市大字梅田字福原一三七の五から 五所川原市大字梅田字燕口七二まで		西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平三四の一から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山一〇九の三まで		変更の区間				
後	前	後	前	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考	
二七・二〇〇メートルから	二七・八〇〇メートルまで	八七・一〇〇メートルまで	八七・二〇〇メートルまで	一〇六・三〇〇メートルまで	二〇六・四〇〇メートルまで	一八五・六〇〇メートルまで	二六七・五〇〇メートルまで	一三五・二〇〇メートルまで	九八・三〇〇メートルまで	一七五・三〇〇メートルまで	一七五・五〇〇メートルまで	九七・二〇〇メートルまで	三六・二〇〇メートルまで	三六・七・五〇〇メートルまで	一六〇・五〇メートル	一六〇・五〇メートル		

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道五所川原浪岡線	五所川原市大字高野字北原五三二の一から五所川原市大字高野字北原二四九の二まで	平成 四・三・三
県道大俵板柳停車場線	北津軽郡板柳町大字大俵字和田三〇六の一から北津軽郡板柳町大字大俵字和田一七五の二まで	"

青森県告示第二百三十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月二十四日から施行する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

- 「青森農業協同組合奥内支店」を「青森市大字奥内」に、
- 「青森農業協同組合北支店」を「青森市大字奥内」に、
- 「青森農業協同組合南支店」を「青森市筒井一丁目」に、
- 「青森農業協同組合中央南支店」を「青森市大字野木」に改め、
- 「青森農業協同組合中央支店」を「青森市大字高田」に、
- 「青森農業協同組合後潟支店」を「青森市大字六枚橋」に、
- 「青森農業協同組合野沢支店」及び
- 「相馬村農業協同組合紙漕支所」を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人広域連携津軽・ほっとステイネットワーク
- 三 代表者の氏名
佐藤 正彦
- 四 主たる事務所の所在地
平川市猿賀南野五三の一〇
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農業と農村をフィールドとしたグリーン・ツーリズムに関する事業の定着拡充を図ることにより、「津軽グリーン・ツーリズム」全国ブランドを確立し、農業・農村の活性化ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

後山地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年三月二十三日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成二十四年三月一日

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

学校教育課	特別支援教育推進室
スポーツ健康課	全国高校総体推進室

を

学校教育課

特別支援教育推進室

に改める。

第七条第九号中「の協議に対する同意」を削り、「の学級編制及び県立」を「及び」に改める。

第八条第十号中「及び受講料」を「受講料及び聴講料」に改める。

第九条の二第十六号を削る。

第十六条の六第一項中「スポーツ健康課全国高校総体推進室」を削る。

別表第二中

主幹	特に命ぜられた事務を掌理する。
主査	重要な事務に従事する。
主事	事務に従事する。
技師	技術に従事する。

を

主幹

特に命ぜられた事務を掌理する。

主幹専門員

培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

主査

重要な事務に従事する。

主任専門員

培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

に改める。

主事

事務に従事する。

技師

技術に従事する。

専門員

培われた知識、経験又は能力に応じた事務又は技術に従事する。

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第二条 青森県立図書館組織規則(昭和三十一年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 主任専門員

第六条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 主幹専門員

第六条第二項に次の一号を加える。

十一 専門員

第七条中第十五項を第十八項とし、第十四項を第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

第七条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

第七条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

(青森県立少年自然の家規則の一部改正)

第三条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 主任専門員

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 主幹専門員

第四条第二項に次の一号を加える。

十一 専門員

第五条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

第五条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

第五条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命

ぜられた事務を掌理する。

(青森県総合学校教育センター組織規則の一部改正)

第四条 青森県総合学校教育センター組織規則(平成十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 主任専門員

第四条第二項第三号の次に次の一号を加える。

四 主幹専門員

第四条第二項に次の一号を加える。

九 専門員

第五条中第十二項を第十五項とし、第十一項を第十四項とし、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務又は技術に従事する。

第五条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

第五条中第七項の次に次の一項を加える。

8 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第五条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十四号を第十六号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 主任専門員

第五条第二項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 主幹専門員

第五条第二項に次の一号を加える。

十七 専門員

第六条中第十六項を第十九項とし、第十五項を第十八項とし、第十四項を第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

第六条中第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

第六条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則

青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「研修指導課、学習情報課及び研究開発課」を「育成研修課及び教育活動支援課」に改める。

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 育成研修課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する調査及び研究（教育活動支援課において行うものを除く。）に関すること。
- 二 社会教育に関する指導者の養成に関すること。
- 三 視聴覚教育指導者の研修及び養成に関すること。

- 四 社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 五 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関すること。

六 実習用機器の管理に関すること。

3 教育活動支援課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する学習方法の研究に関すること。
- 二 社会教育に関する業務に従事する者の研修に関すること。
- 三 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。

四 視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。

五 社会教育に関する教材の開発に関すること。

六 社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。

第四条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 主任専門員

第四条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 主幹専門員

第四条第二項に次の一号を加える。

九 専門員

第五条中第十項を第十三項とし、第九項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

第五条中第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

第五条第七項の次に次の一項を加える。

8 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	